

海老名市教育委員会

(令和7年 8月 定例会議事日程)

日時 令和7年8月21日(木)

午後3時30分から

場所 えびなこどもセンター 2階 201会議室

【教育長報告】

【審議事項】

日程第 1 議案第 24号 令和7年度(令和6年度対象)教育委員会事務の点検・評価について

日程第 2 議案第 25号 海老名市立図書館条例施行規則の一部改正について

【報告事項】

日程第 3 報告第 18号 工事請負契約の締結に関する意見の申出について

日程第 4 報告第 19号 令和7年度海老名市一般会計歳入歳出補正予算(第4号)のうち教育に関する部分に係る意見の申出について

日程第 5 報告第 20号 令和6年度海老名市一般会計歳入歳出決算認定のうち教育に関する部分に係る意見の申出について

日程第 6 報告第 21号 海老名市学校給食費に関する条例の一部改正について

日程第 7 報告第 22号 条例の一部改正に係る意見の申出について(海老名市学校給食費に関する条例)

海老名市教育委員会

令和7年度 8月 定例会

【教育長報告】

1 主な事業報告

- 7月24日(木) 教育委員会7月定例会
教育課題研究会
子育て支援チーム会議
市主催教職員研修
- 25日(金) 市長定例記者会見
フルインクルーシブ教育対話の場
(えびな支援学校教職員)
市主催教職員研修
- 26日(土) 教育支援教室びなる一む同窓会
- 27日(日) ぼちぼち不登校生徒のための進路相談会
- 29日(火) 新発田市防災キャンプリーダーズ研修訪問団見送り
社会教育委員会議
文化財体験講座石器づくり
県央地区教育課程研究会(生活科)
- 30日(水) 新発田市防災キャンプリーダーズ研修会視察
- 31日(木) 新発田市防災キャンプリーダーズ研修会視察
- 8月 1日(金) 小学生姉妹都市交流白石市訪問団表敬訪問
・柏ヶ谷小学校での学校交流
市主催教職員研修
富士フィルム AFC ミネルヴァ面会
- 2日(土) 関東甲信越肢体不自由児者父母の会神奈川大会
海老名市戦没者追悼式
- 3日(日) 総合教育会議(つちのこ保育園)
- 4日(月) 市主催教職員研修





- 5 日（火） 小学生姉妹都市交流白石市訪問団見送り
えびなの教育編集会議
- 6 日（水） 神奈川県特別支援学校知的障害教育研究会
リコージャパン面会
- 7 日（木） 大岩元校長先生叙勲伝達式
チーム海老名面会
- 8 日（金） 海老名市議会第4回臨時会
校長会学校予算要望事前調整
- 9 日（土） 今泉小学校児童急増に係る保護者・地域説明会
不登校支援団体「学びのビュッフェ」
- 17 日（日） 太田市との中学生文化スポーツ交流（バレーボール）
- 18 日（月） 文化財保護審議会
最高経営会議
教育課題研究会
フルインクルーシブ教育調査研究部会
二十歳の祝典実行委員会
- 19 日（火） 終戦80年 海老名の平和教育
～未来への伝言 被爆ピアノの音色が伝えるもの～
- 20 日（水） 子育て支援チーム会議
通学路安全対策委員会
- 21 日（木） 教育委員会8月定例会
教育課題研究会
市長定例記者会見
市主催教職員研修





「学校教育計画」

教育は、計画的に行うものです。

各学校では、学校教育目標を達成するための学校教育計画を年度ごとに立てて、それを実践します。

計画策定にあたっては、まずは、校長が、学校教育目標達成のための考え方として、学校経営方針を教職員に示して共通理解を図ります。

教職員は、それを受けて、自らの公務分担（校務分掌）により具体的な年度計画を作成し、それを職員会議で協議・決定し、学校教育計画としてまとめます。

例えば、教育課程の担当者は、一年間の授業日数・授業時数を計画します。

各行事の担当者は、遠足や修学旅行、運動会や文化発表会（合唱祭）などの行事の計画を立てます。

保健安全の担当者は、健康診断や保健指導、避難訓練などの計画を立てます。

校内研究の担当者は、教職員が取り組む授業研究などの計画を立てます。

などなど、年度ごとのすべての学校教育活動が「学校教育計画」として、一冊にまとめられるのです。

それをもとに、学校は、計画的に運営されているのです。

ただ、私が教員になった昭和の時代は、学校教育計画は、毎年、担当者が日付だけを変えて提案し、計画の内容は、ほとんど変わることはありませんでした。

毎年、同じことを繰り返して、校長の力量は、まさに管理して、例年どおりに学校教育計画に沿った学校運営ができるかどうかで判断されていました。

そのため、私が指導主事として市役所で仕事するようになった30年ほど前は、教育委員会からの新たな施策や事業は、校長会議でそれを受けてもらうのは、厳しい状況でした。

そして今は、平成、令和と社会環境の急激な変化の中で、こどもたちや学校を取り巻く環境が変わり、同じことを毎年繰り返す学校教育、学校教育計画では、学校が社会から取り残される懸念が出てきました。

その中で、校長のリーダーシップによる学校経営が求められるようになりました。学校を管理運営する役割から、学校を経営する役割が、校長の力量となったのです。

私は、その頃、教育委員会にいて、その後、学校（有馬中学校）に一度もどって、今、この職にいます。次々と、新たな施策や事業に取り組むことについて、顔を合わせる機会があると、よく先輩たちから苦言をいただきました。

「教育は不易と流行だよ」「教育の大事なことを忘れていませんか」と。

しかしながら、私としては、「不易と流行」については、私なりの考え方があり、それ以上に、職として、学校が、校長にリーダーシップとコーディネーター力により、こどもたちはもちろん、教職員、保護者・地域の方々とともに、みんなで学校づくりを進める教育の姿をめざしてきたところです。

あらためて、教育は計画的に行うものです。

そのため、各学校の学校教育活動を行うにあたっては、学校ごと「学校教育計画」を策定し、教育実践を進めなければなりません。

ただし、「学校教育計画」は、職務として、校長の学校経営方針をもとに、それぞれの学校教育目標を達成するために、教職員が一丸となって策定するのかもしれませんが、こどもたちの実態や地域の特色を考慮し、保護者や地域の方々の思いや考え方を反映して策定することが必要となります。

そして、その計画をもとに、みんなで学校づくりに取り組むことから、「学校教育計画」が、保護者や地域の方々の承認を受けて、周知されることが求められるところです。

また、計画を立てるとそのとおりに進めることが第一目的となる傾向がありますが、計画はあくまで計画であり、年度途中であっても、教育活動に支障がある場合や事業へのよりよい提案があった場合などは、その都度、計画を見直し・改善することを、あらかじめ、確認することが求められるところです。

今年度の各学校の「学校教育計画」は、どのようなものでしょうか。

私としては、それをもとに、各学校で、こどもたち、教職員、保護者・地域の方々が連携・協力して、みんなで取り組む特色ある学校づくりが進められることを期待するところです。

以上です。



議案第 24 号

令和 7 年度（令和 6 年度対象）教育委員会事務の点検・評価について

令和 7 年度（令和 6 年度対象）教育委員会事務の点検・評価について、議決を求める。

令和 7 年 8 月 21 日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊 藤 文 康

提案理由

令和 7 年度（令和 6 年度対象）教育委員会事務の点検・評価を決定し、報告書を作成したいため

令和 7 年度（令和 6 年度対象）教育委員会事務の点検・評価について

1 趣 旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき、令和 7 年度（令和 6 年度対象）教育委員会事務の点検・評価を決定し、報告書を作成したい。

2 点検・評価報告書案

別冊「令和 7 年度（令和 6 年度対象）教育委員会事務の点検・評価報告書」のとおり

3 今後のスケジュール

令和 7 年 8 月 21 日	定例教育委員会 決定
9 月 5 日	政策会議 報告
9 月 29 日	最高経営会議 報告
同日以降	市議会に提出 ホームページで公表

4 関係法令（抜粋）

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第 26 条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第 1 項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第 4 項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

議案第 25 号

海老名市立図書館条例施行規則の一部改正について

海老名市立図書館条例施行規則の一部改正について、議決を求める。

令和7年8月21日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤 文 康

提案理由

指定管理者が教育委員会の承認を得て、図書館資料の館外貸出期間及び貸出数を変更できる規定の追加及び字句の軽微な修正を行うため

海老名市立図書館条例施行規則の一部改正について

1 概要

図書館システムの更新に伴いシステム停止期間が発生するため、停止期間内における図書の貸出期間等に特例を定めることで、利用者への便宜を図る。

改正にあたっては、今後も同様の事例が発生する可能性等を踏まえ、迅速な対応を行えるよう指定管理者が教育委員会の承認を得ることで貸出期間等を変更できる規定に改正するほか、軽微な字句の修正等もあわせて行う。

2 改正内容

別添改正文及び新旧対照表のとおり

3 施行日

令和7年9月1日

4 今後の予定

令和7年8月21日	定例教育委員会で審議
9月5日	政策会議で報告
9月29日	最高経営会議で報告

海老名市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

海老名市立図書館条例施行規則（昭和 5 9 年教委規則第 3 号）の一部を次のとおり改正する。

第 3 条及び第 4 条中「の各号」を削る。

第 1 0 条中「著作権法」の次に「（昭和 4 5 年法律第 4 8 号）」を加える。

第 1 1 条第 3 号中「前各号」を「前 2 号」に改める。

第 1 2 条中「の各号」を削る。

第 1 3 条第 1 項の表中「貸出期間」を「館外貸出期間」に改め、同条第 3 項中「館外貸出し期間」を「館外貸出期間」に改め、同条第 4 項中「貸出期間」を「館外貸出期間」に改め、同条に次の 1 項を加える。

5 前各項に定めるもののほか、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、図書館資料の館外貸出期間及び貸出数を変更することができる。

第 1 6 条第 2 項中「必要があると認めるとき」を「特に必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て」に改める。

第 1 8 条中「第 1 8 条」を「第 1 6 条」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。

海老名市立図書館条例施行規則（昭和59年教委規則第3号）

新	旧
第1条～第2条 略 (中央図書館の事務事業) 第3条 中央図書館は、次<u>に</u>掲げる事務事業を行う。 (1) 図書館統計に関すること。 (2) 図書館施設の維持管理及び館内の秩序維持に関すること。 (3) 図書館資料等の購入及び受入れに関すること。 (4) 図書館資料の閲覧、館外貸出し及び予約に関すること。 (5) 図書館資料の収集、整理及び保存に関すること。 (6) 読書案内、調査研究等の相談に関すること。 (7) 他の図書館と連携し、図書館資料の相互利用に関すること。 (8) 読書会、講習会、鑑賞会等の開催及び奨励に関すること。 (9) 学校教育及び社会教育における視聴覚教育の振興を図ること並びに視聴覚資料及び視聴覚機材の活用に関すること。 (10) 学校及び社会教育施設等との連絡及び協力に関すること。 (11) 前各号に定めるもののほか、図書館の目的達成のために必要な事務事業 (有馬図書館の事業) 第4条 有馬図書館は、次<u>に</u>掲げる事業を行う。 (1) 図書館施設の維持管理及び館内の秩序維持に関すること。 (2) 図書館資料等の購入及び受入れに関すること。 (3) 図書館資料の閲覧、館外貸出し及び予約に関すること。 (4) 図書館資料の収集、整理及び保存に関すること。 (5) 読書案内、調査研究等の相談に関すること。 (6) 他の図書館と連携し、図書館資料の相互利用に関すること。 (7) 読書会、講習会、鑑賞会等の開催及び奨励に関すること。 (8) 学校教育及び社会教育における視聴覚教育の振興を図ること並びに視聴覚資料及び視聴覚機材の活用に関すること。	第1条～第2条 略 (中央図書館の事務事業) 第3条 中央図書館は、次の各号に掲げる事務事業を行う。 (1) 図書館統計に関すること。 (2) 図書館施設の維持管理及び館内の秩序維持に関すること。 (3) 図書館資料等の購入及び受入れに関すること。 (4) 図書館資料の閲覧、館外貸出し及び予約に関すること。 (5) 図書館資料の収集、整理及び保存に関すること。 (6) 読書案内、調査研究等の相談に関すること。 (7) 他の図書館と連携し、図書館資料の相互利用に関すること。 (8) 読書会、講習会、鑑賞会等の開催及び奨励に関すること。 (9) 学校教育及び社会教育における視聴覚教育の振興を図ること並びに視聴覚資料及び視聴覚機材の活用に関すること。 (10) 学校及び社会教育施設等との連絡及び協力に関すること。 (11) 前各号に定めるもののほか、図書館の目的達成のために必要な事務事業 (有馬図書館の事業) 第4条 有馬図書館は、次の各号に掲げる事業を行う。 (1) 図書館施設の維持管理及び館内の秩序維持に関すること。 (2) 図書館資料等の購入及び受入れに関すること。 (3) 図書館資料の閲覧、館外貸出し及び予約に関すること。 (4) 図書館資料の収集、整理及び保存に関すること。 (5) 読書案内、調査研究等の相談に関すること。 (6) 他の図書館と連携し、図書館資料の相互利用に関すること。 (7) 読書会、講習会、鑑賞会等の開催及び奨励に関すること。 (8) 学校教育及び社会教育における視聴覚教育の振興を図ること並びに視聴覚資料及び視聴覚機材の活用に関すること。

料及び視聴覚機材の活用に関すること。 (9) 学校及び社会教育施設等との連絡及び協力に関すること。 (10) 前各号に定めるもののほか、図書館の目的達成のために必要な事業 第5条～第9条 略 (著作権のある図書館資料の使用責任) 第10条 複写した複製物の使用により著作権法(昭和45年法律第48号)上の問題が生じた場合は、全て当該複写の承認を受けた者が、その責任を負うものとする。 (館外貸出しを受けることができる者) 第11条 図書館資料の館外貸出しを受けることができる者は、次のとおりとする。 (1) 日本国内に居住する者 (2) 官公署 (3) 前2号に規定するものにより構成されている団体内に活動の本拠をおくもの (4) その他指定管理者が特に認めたもの (館外貸出しをしない図書館資料) 第12条 次 に掲げる図書館資料は、館外貸出しをしない。 (1) 貴重な図書館資料 (2) 指定管理者が貸出しすることが不適当と認める図書館資料 (館外貸出期間及び貸出数) 第13条 図書館資料の館外貸出期間及び貸出数は、次のとおりとする。 <table><tr><td></td><td>館外貸出期間</td><td>貸出数</td></tr><tr><td>個人貸出し</td><td>14日以内</td><td>10点以内</td></tr><tr><td>団体貸出し</td><td>30日以内</td><td>200点以内</td></tr></table>		館外貸出期間	貸出数	個人貸出し	14日以内	10点以内	団体貸出し	30日以内	200点以内	料及び視聴覚機材の活用に関すること。 (9) 学校及び社会教育施設等との連絡及び協力に関すること。 (10) 前各号に定めるもののほか、図書館の目的達成のために必要な事業 第5条～第9条 略 (著作権のある図書館資料の使用責任) 第10条 複写した複製物の使用により著作権法(昭和45年法律第48号)上の問題が生じた場合は、全て当該複写の承認を受けた者が、その責任を負うものとする。 (館外貸出しを受けることができる者) 第11条 図書館資料の館外貸出しを受けることができる者は、次のとおりとする。 (1) 日本国内に居住する者 (2) 官公署 (3) 前各号に規定するものにより構成されている団体内に活動の本拠をおくもの (4) その他指定管理者が特に認めたもの (館外貸出しをしない図書館資料) 第12条 次の各号に掲げる図書館資料は、館外貸出しをしない。 (1) 貴重な図書館資料 (2) 指定管理者が貸出しすることが不適当と認める図書館資料 (館外貸出期間及び貸出数) 第13条 図書館資料の館外貸出期間及び貸出数は、次のとおりとする。 <table><tr><td></td><td>貸出期間</td><td>貸出数</td></tr><tr><td>個人貸出し</td><td>14日以内</td><td>10点以内</td></tr><tr><td>団体貸出し</td><td>30日以内</td><td>200点以内</td></tr></table>		貸出期間	貸出数	個人貸出し	14日以内	10点以内	団体貸出し	30日以内	200点以内
	館外貸出期間	貸出数																	
個人貸出し	14日以内	10点以内																	
団体貸出し	30日以内	200点以内																	
	貸出期間	貸出数																	
個人貸出し	14日以内	10点以内																	
団体貸出し	30日以内	200点以内																	
2 前項の規定にかかわらず、コンパクトディスク等の音響資料及び映像資料の貸出しは、個人貸出しとし、一人2点以内とする。	2 前項の規定にかかわらず、コンパクトディスク等の音響資料及び映像資料の貸出しは、個人貸出しとし、一人2点以内とする。																		

3 第1項の規定にかかわらず、個人貸出しの場合における館外貸出期間は、当該図書館資料について館外貸出しを希望するものが他にいない場合に限り、当該貸出期間の満了の日の翌日から起算して14日以内を限度に延長することができる。 4 指定管理者は、必要があると認めるときは、図書館資料の館外貸出期間中であっても当該図書館資料の返納を求めることができる。 5 前各項に定めるもののほか、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、図書館資料の館外貸出期間及び貸出数を変更することができる。 第14条～第15条 略 (視聴覚資料の利用期間) 第16条 視聴覚資料を利用できる期間は、7日以内とする。 2 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、前項の期間を変更することができる。 第17条 略 (教育委員会による運営管理) 第18条 条例第21条に規定する読替規定は、この規則においても準用する。この場合において、第8条から第16条まで(第9条、第10条及び第14条の2を除く。)の規定中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と読み替えるものとする。 (補則) 第19条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。	3 第1項の規定にかかわらず、個人貸出しの場合における館外貸出し期間は、当該図書館資料について館外貸出しを希望するものが他にいない場合に限り、当該貸出期間の満了の日の翌日から起算して14日以内を限度に延長することができる。 4 指定管理者は、必要があると認めるときは、図書館資料の貸出期間中であっても当該図書館資料の返納を求めることができる。 第14条～第15条 略 (視聴覚資料の利用期間) 第16条 視聴覚資料を利用できる期間は、7日以内とする。 2 指定管理者は、必要があると認めるときは、前項の期間を変更することができる。 第17条 略 (教育委員会による運営管理) 第18条 条例第21条に規定する読替規定は、この規則においても準用する。この場合において、第8条から第18条まで(第9条、第10条及び第14条の2を除く。)の規定中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と読み替えるものとする。 (補則) 第19条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。
--	--

附 則

この規則は、令和7年9月1日から施行する。

報告第 18 号

工事請負契約の締結に関する意見の申出について

工事請負契約の締結に関する意見の申出について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第3条第1項の規定により臨時に代理し行ったので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年8月21日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊 藤 文 康

提案理由

工事請負契約の締結に関する意見の申出について、急施を要したことから臨時に代理し、行ったことを報告するため

工事請負契約の締結に関する意見の申出について

1 概 要

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、海老名市長から意見を求められたため、異論なしとして申出をした。

2 意見を求められた議会の議決を経るべき案件

(1) 令和 7 年第 4 回海老名市議会臨時会

工事請負契約の締結について（海老名市立海西中学校屋内運動場大規模改修工事及び海老名市立東柏ヶ谷小学校屋内運動場大規模改修工事）

(2) 令和 7 年第 3 回海老名市議会定例会

工事請負契約の締結について（海老名市立今泉小学校増築校舎整備事業）

3 教育長の臨時代理

(1) 令和 7 年第 4 回海老名市議会臨時会

7月30日付けで市長から意見を求められたが、その対応に急施を要したことから、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理し、申出をした。

(2) 令和 7 年第 3 回海老名市議会定例会

8月15日付けで市長から意見を求められたが、その対応に急施を要したことから、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理し、申出をした。

4 海老名市長からの文書

別添のとおり

5 教育委員会からの申出文書

別添のとおり

6 根拠法令（抜粋）

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

海文発第6号

令和7年7月30日



海老名市教育委員会 殿

海老名市長 内 野



工事請負契約の締結に関し意見を求めることについて（照会）

このことについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、別添、工事請負契約の締結に関し、貴教育委員会の意見を求める。

事務担当 文書法制課 高橋 内線5262

議案第 58 号

工事請負契約の締結について（海老名市立海西中学校屋内運動場大規模改修工事）

海老名市立海西中学校屋内運動場大規模改修工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、海老名市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 13 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 8 月 8 日提出

海老名市長 内 野 優

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 海老名市立海西中学校屋内運動場大規模改修工事 |
| 2 | 契約の方法 | 随意契約 |
| 3 | 契約金額 | 一金 203,500,000 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 神奈川県横浜市泉区和泉中央南一丁目 42 番地の 7
株式会社一ノ瀬建創
代表取締役 一ノ瀬 実 |

提案理由

議会の議決を得た上、工事請負契約を締結したいため

参考資料

海老名市立海西中学校屋内運動場大規模改修工事

工事件名	海老名市立海西中学校屋内運動場大規模改修工事
工事場所	海老名市さつき町５８番地
契約期間	本契約締結日から令和８年３月２５日まで
契約方法	条件付一般競争入札不調による随意契約
設計金額	205,150,000円（税込み）
契約金額	203,500,000円（税込み）
うち消費税相当額	18,500,000円
契約者	神奈川県横浜市泉区和泉中央南一丁目４２番地の７ 株式会社一ノ瀬建創 代表取締役 一ノ瀬 実

工事概要

- 1 直接仮設工事
- 2 防水改修工事（カバー工法、ウレタン塗膜防水等）
- 3 外壁改修工事（外壁補修、防水型複層塗材E等）
- 4 建具改修工事（アルミサッシ、鋼製建具、建具周囲・ガラスシーリング打替等）
- 5 内装改修工事（壁・床材の更新）
- 6 塗装改修工事（各所塗装塗替等）
- 7 仕上げユニット改修工事（舞台設備等）
- 8 空調機設置工事
- 9 通信・情報設備改修工事
- 10 火災報知設備改修工事

議案第 59 号

工事請負契約の締結について（海老名市立東柏ヶ谷小学校屋内運動場大規模改修工事）

海老名市立東柏ヶ谷小学校屋内運動場大規模改修工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、海老名市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 13 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 8 月 8 日提出

海老名市長 内 野 優

記

- 1 契約の目的 海老名市立東柏ヶ谷小学校屋内運動場大規模改修工事
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約金額 一金 176,990,000 円
- 4 契約の相手方 神奈川県海老名市下今泉四丁目 2 番地の 14
グランツ海老名 208
株式会社マッチング・ナビ
代表取締役 泉 毅

提案理由

議会の議決を得た上、工事請負契約を締結したいため

参考資料

海老名市立東柏ヶ谷小学校屋内運動場大規模改修工事

工事件名	海老名市立東柏ヶ谷小学校屋内運動場 大規模改修工事
工事場所	海老名市東柏ヶ谷六丁目9番7号
契約期間	本契約締結日から令和8年3月25日まで
契約方法	条件付一般競争入札不調による随意契約
設計金額	176,990,000円（税込み）
契約金額	176,990,000円（税込み）
うち消費税相当額	16,090,000円
契約者	神奈川県海老名市下今泉四丁目2番地の14 グランツ海老名208 株式会社マッチング・ナビ 代表取締役 泉 毅

工事概要

- 1 直接仮設工事
- 2 防水改修工事（ウレタン塗膜防水等）
- 3 外壁改修工事（外壁補修、防水型複層塗材E等）
- 4 建具改修工事（アルミサッシ、鋼製建具、建具周囲・ガラスシーリング打替等）
- 5 内装改修工事（壁・床材の更新）
- 6 塗装改修工事（各所塗装塗替等）
- 7 仕上げユニット改修工事（舞台設備等）
- 8 空調機設置工事
- 9 通信・情報設備改修工事
- 10 火災報知設備改修工事

海教総収第 227 号

令和 7 年 7 月 31 日

海老名市長 内 野 優 殿

海老名市教育委員会



工事請負契約の締結に関する意見の申出について

令和 7 年 7 月 30 日付け海文発第 6 号にて意見照会があった件について、異論はありません。

担当：教育総務課総務係

檀上（内線 84-610）

海文発第10号

令和7年8月15日



海老名市教育委員会 殿

海老名市長 内 野 優



工事請負契約の締結に関し意見を求めることについて（照会）

このことについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、別添、工事請負契約の締結に関し、貴教育委員会の意見を求める。

事務担当 文書法制課 高橋 内線5262

議案第 6 5 号

工事請負契約の締結について（海老名市立今泉小学校増築校舎整備事業
）

海老名市立今泉小学校増築校舎整備事業について、下記のとおり請負契約を締結するため、海老名市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年条例第 1 3 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 8 月 2 7 日提出

海老名市長 内 野 優

記

- 1 契約の目的 海老名市立今泉小学校増築校舎整備事業
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約金額 一金 1, 0 0 6, 5 0 0, 0 0 0 円
- 4 契約の相手方 神奈川県横浜市西区北幸二丁目 1 5 番 1 0 号
横浜ウエストサイドビル
株式会社内藤ハウス 横浜支店
支店長 中込 幸利

提案理由

議会の議決を得た上、工事請負契約を締結したいため

海教総収第 273 号

令和 7 年 8 月 15 日

海老名市長 内 野 優 殿

海老名市教育委員会



工事請負契約の締結に関する意見の申出について

令和 7 年 8 月 15 日付け海文発第 10 号にて意見照会があった件について、異論はありません。

担当：教育総務課総務係

檀上（内線 84-610）

報告第 19 号

令和 7 年度海老名市一般会計歳入歳出補正予算（第 4 号）のうち教育
に関する部分に係る意見の申出について

令和 7 年度海老名市一般会計歳入歳出補正予算（第 4 号）のうち教育に関する部分に係る意見の申出について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第 2 号）第 3 条第 1 項の規定により臨時に代理し行ったので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 8 月 21 日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊 藤 文 康

提案理由

令和 7 年度海老名市一般会計歳入歳出補正予算（第 4 号）のうち教育に関する部分に係る意見の申出について、急施を要したことから臨時に代理し、行ったことを報告するため

令和 7 年度海老名市一般会計歳入歳出補正予算（第 4 号）のうち教育に関する部分に係る意見の申出について

1 概 要

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、海老名市長から意見を求められたため、異論なしとして申出を行った。

2 教育長の臨時代理

令和 7 年第 3 回海老名市議会定例会に上程する補正予算案について、8 月 14 日付けで市長から意見を求められたが、その対応に急施を要したことから、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第 3 条第 1 項の規定に基づき、教育長が臨時に代理し、申出を行った。

3 意見を求められた議会の議決を経るべき案件

令和 7 年度海老名市一般会計歳入歳出補正予算（第 4 号）のうち教育に関する部分

4 海老名市長からの文書

別紙のとおり

5 教育委員会からの申出文書

別紙のとおり

6 根拠法令（抜粋）

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第 29 条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。



海文発第8号

令和7年8月14日

海老名市教育委員会 殿

海老名市長 内 野



令和7年度海老名市一般会計歳入歳出補正予算（第4号）に関し
意見を求めることについて

このことについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、令和7年度海老名市一般会計歳入歳出補正予算（第4号）のうち教育に関する部分について、貴教育委員会の意見を求める。

事務担当 文書法制課 高橋 内線5262

海教総収第264号
令和7年8月15日

海老名市長 内 野 優 殿

海老名市教育委員会



令和7年度海老名市一般会計歳入歳出補正予算（第4号）に関する
意見の申出について

このことについて、令和7年度海老名市一般会計歳入歳出補正予算（第4号）
のうち教育に関する部分について、異論はありません。

事務担当 教育総務課 檀上 内線 84610

令和7年度 海老名市一般会計歳入歳出補正予算（第4号）【教育委員会所管部分】

1 歳入歳出予算補正

(1) 歳入

(単位：千円)

款・項・目・節・細節	所管課	補正前額	補正額	補正後額	理由
15 県支出金	—	4,577,692	△ 20,774	4,556,918	
2 県補助金	—	1,282,533	△ 20,774	1,261,759	
7 教育費県補助金	—	413,697	△ 20,774	392,923	
1 教育総務費補助金	—	144,127	△ 20,774	123,353	
公立学校情報機器整備事業 1 費	教育支援課	138,490	△ 20,774	117,716	落札決定に伴い、公立学校情報機器整備事業補助金の対象経費が減額したため
16 財産収入	—	199,871	15,000	214,871	
2 財産売却収入	—	143,976	15,000	158,976	
1 物品売却収入	—	310	15,000	15,310	
1 物品売却収入	—	310	15,000	15,310	
2 物品売却代	教育支援課	0	15,000	15,000	タブレット端末の更新に伴い、既存のタブレット端末を売却するため

(2) 歳出

(単位：千円)

款・項・目・細目・細々目	所管課	補正前額	補正額	補正後額	理由
10 教育費					
1 教育総務費		6,412,358	△ 48,450	6,363,908	
2 事務局費		2,953,906	△ 48,450	2,905,456	
8 I C T 教育推進事業費		1,445,151	△ 89,000	1,356,151	
1 I C T 教育推進事業費	教育支援課	499,944	△ 89,000	410,944	落札決定に伴い、入札残予算の減額を行いたいため
3 学校給食費		1,423,696	38,550	1,462,246	
6 学校給食調理経費		715,734	38,550	754,284	
1 学校給食調理経費	就学支援課	700,285	38,550	738,835	物価高騰により学校給食の賄材料費が高騰していることから、学校給食の質及び量を維持するため
4 教育支援センター費		78,766	2,000	80,766	
1 教育支援センター運営経費		78,766	2,000	80,766	
2 教育支援センター運営経費	教育支援課	63,033	2,000	65,033	「海老名市フリースクール等利用児童生徒支援補助金」について、令和7年7月1日時点で予算額を上回る申請に対し、対応したため

2 債務負担行為補正（追加）

（単位：千円）

事業名	所管課	期間	限度額	理由
今泉小学校長寿命化改良工事設計委託	教育総務課	令和7年度～令和8年度	57,585	令和7年度中に契約を締結し、長寿命化改良工事の設計を前倒しして行いたいため
今泉中学校長寿命化改良工事設計委託	教育総務課	令和7年度～令和8年度	55,429	令和7年度中に契約を締結し、長寿命化改良工事の設計を前倒しして行いたいため
海老名市立小学校教材購入	就学支援課	令和7年度～令和8年度	18,412	令和8年度の海老名市立小学校の教材を4月から使用できるよう年度内に契約し、年度を跨いで実施したため
海老名市立中学校教材購入	就学支援課	令和7年度～令和8年度	5,379	令和8年度の海老名市立中学校の教材を4月から使用できるよう年度内に契約し、年度を跨いで実施したため
海老名市外国語教育推進業務	教育支援課	令和7年度～令和10年度	252,375	令和8年4月から速やかに業務を履行するため、令和7年度中に契約を締結したため

報告第 20 号

令和 6 年度海老名市一般会計歳入歳出決算認定のうち教育に関する部分に係る意見の申出について

令和 6 年度海老名市一般会計歳入歳出決算認定のうち教育に関する部分に係る意見の申出について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第 2 号）第 3 条第 1 項の規定により臨時に代理し行ったので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 8 月 21 日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊 藤 文 康

提案理由

令和 6 年度海老名市一般会計歳入歳出決算認定のうち教育に関する部分に係る意見の申出について、急施を要したことから臨時に代理し、行ったことを報告するため

令和 6 年度海老名市一般会計歳入歳出決算認定のうち教育に関する 部分に係る意見の申出について

1 概 要

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、海老名市長から意見を求められたため、異論なしとして申出をした。

2 教育長の臨時代理

8 月 15 日付けで市長から意見を求められたが、歳入歳出決算認定案は令和 7 年第 3 回海老名市議会定例会本会議に上程予定であり、その対応に急施を要することから、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第 3 条第 1 項の規定に基づき、教育長が臨時に代理し、申出をした。

3 意見を求められた議会の議決を経るべき案件

令和 6 年度海老名市一般会計歳入歳出決算認定のうち教育に関する部分

4 決算認定のうち教育に関する部分

別冊「令和 6 年度 教育部 決算説明資料」のとおり

5 海老名市長からの文書

別紙のとおり

6 教育委員会からの申出文書

別紙のとおり

7 根拠法令（抜粋）

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第 29 条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

海文発第9号

令和7年8月15日



海老名市教育委員会 殿

海老名市長 内 野



令和6年度海老名市一般会計歳入歳出決算認定のうち教育に関する事務に係る部分の意見を求めることについて

このことについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、令和6年度海老名市一般会計歳入歳出決算認定のうち教育に関する事務に係る部分について、貴教育委員会の意見を求める。

事務担当 文書法制課 高橋 内線5262

海教総収第 265 号

令和 7 年 8 月 15 日

海老名市長 内 野 優 殿

海老名市教育委員会



令和 6 年度海老名市一般会計歳入歳出決算認定のうち教育に関する
部分に係る意見の申出について

令和 7 年 8 月 15 日付け海文発第 9 号にて意見照会があった件については、異論は
ありません。

担当：教育総務課総務係

檀上（内線 84610）

報告第 21 号

海老名市学校給食費に関する条例の一部改正について

海老名市学校給食費に関する条例の一部改正について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第3条第1項の規定により臨時に代理し承認したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年8月21日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤 文 康

提案理由

海老名市学校給食費に関する条例の一部改正について、急施を要したことから臨時に代理し、行ったことを報告するため

海老名市学校給食費に関する条例の一部改正について

1 趣旨

- (1) 賄材料費の高騰に対応するため、海老名市学校給食費に関する条例で定める学校給食費について、所要の改正を行いたい。
- (2) 保護者負担軽減のため、保護者負担額は現在の金額を維持したい。

2 改正概要

近年の物価高騰により学校給食の賄材料費も高騰しており、令和 7 年度については学校給食の質、量に影響が出ないよう、1 食あたり小学校 40 円、中学校 50 円を公費で負担しております。

しかしながら、主食・牛乳の急激な値上がりが要因となり、賄材料費の高騰が想定を上回っていることから、学校給食費を改定し賄材料費を増額したいものです。

また、保護者負担軽減のため、学校給食費の増額分については、引き続き物価高騰に係る学校給食費の特例を規定し、保護者負担額は現在の金額を維持したいものです。

	改正前			改正後		
	年額	特例適用後の年額	差額 (公費負担額)	年額	特例適用後の年額	差額 (公費負担額)
小学校	56,900円	49,500円	7,400円	59,675円	49,500円	10,175円
中学校	68,400円	59,400円	9,000円	73,800円	59,400円	14,400円

※現在の 1 食あたり 308 円（小学校）、380 円（中学校）に、賄材料費高騰分を増額するものです。

3 施行期日

公布の日から施行する。

4 今後のスケジュール

令和 7 年 8 月 27 日 令和 7 年第 3 回市議会定例会上程
議決後、公布

報告第 2 2 号

条例の一部改正に係る意見の申出について（海老名市学校給食費に関する条例）

条例の一部改正に係る意見の申出について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第3条第1項の規定により臨時に代理し承認したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年8月21日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊 藤 文 康

提案理由

海老名市学校給食費に関する条例の一部改正に係る意見の申出について、急施を要したことから臨時に代理し、行ったことを報告するため

条例の一部改正に係る意見の申出について（海老名市学校給食費に関する条例）

1 概 要

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、海老名市長から意見を求められたため、異論なしとして申出をした。

2 教育長の臨時代理

8月14日付けで市長から意見を求められたが、本件は令和7年第3回海老名市議会定例会に上程するものであり、その対応に急施を要したことから、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理し、申出をした。

3 意見を求められた議会の議決を経るべき案件

海老名市学校給食費に関する条例の一部を改正する条例

4 海老名市長からの文書

別添のとおり

5 教育委員会からの申出文書

別添のとおり

6 スケジュール

令和7年8月27日 令和7年第3回海老名市議会定例会 上程予定

7 根拠法令（抜粋）

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。



海文発第7号

令和7年8月14日

海老名市教育委員会 殿

海老名市長 内野 優



条例の一部改正に関し意見を求めることについて

このことについて、下記の条例を令和7年第3回海老名市議会定例会に上程したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、貴教育委員会の意見を求める。

記

- ・ 海老名市学校給食費に関する条例の一部を改正する条例

議案第 号

海老名市学校給食費に関する条例の一部改正について

海老名市学校給食費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和7年8月27日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

食材費の高騰に伴い、学校給食費の額を改めたいため

海老名市学校給食費に関する条例の一部を改正する条例

海老名市学校給食費に関する条例（平成２３年条例第２０号）の一部を次のように改正する。

附則第５項中「５６，９００円」を「５９，６７５円」に、「６８，４００円」を「７３，８００円」に改める。

別表小学校の項中「５６，９００円」を「５９，６７５円」に改め、同表中学校の項中「６８，４００円」を「７３，８００円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

海老名市学校給食費に関する条例（平成23年条例第20号）新旧対照表
分)

(傍線の部分)は、改正部

新 (改正案)		旧 (現行)
海老名市学校給食費に関する条例		海老名市学校給食費に関する条例
本則 (略)		本則 (略)
附則		附則
第1項～第4項 (略)		第1項～第4項 (略)
(物価高騰に係る令和7年度における学校給食費の特例)		(物価高騰に係る令和7年度における学校給食費の特例)
5	令和7年度における別表の規定の適用については、同表小学校の項中「 <u>59, 675円</u> 」とあるのは「 <u>73, 800円</u> 」とする。	5 令和7年度における別表の規定の適用については、同表小学校の項中「 <u>56, 900円</u> 」とあるのは「 <u>68, 400円</u> 」とする。
別表 (第6条関係)		別表 (第6条関係)
	区分	区分
	年額	年額
小学校	<u>59, 675円</u>	<u>56, 900円</u>
中学校	<u>73, 800円</u>	<u>68, 400円</u>
備考 この表の右欄に掲げる年額は、児童又は生徒1人当たりの額とする。		備考 この表の右欄に掲げる年額は、児童又は生徒1人当たりの額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

海教総収第263号

令和7年8月15日

海老名市長 内 野 優 殿

海老名市教育委員会



条例の一部改正に係る意見の申出について（海老名市学校給食費に
関する条例）

令和7年8月14日付け海文発第7号にて意見照会があった件について、異論はありません。

担当：教育総務課総務係

檀上（内線 84610）